大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定

（趣旨）

第１条　この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県（以下「道県」という。）が、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第５条の２、第８条第２項第 12 号及び第 74 条の規定により、地震等による大規模災害が発生した場合において、応援を必要とする道県（以下「被災道県」という。）の要請に基づき、相互応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

２　前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が適用される事態に準用する。

（連絡担当部局）

第２条　道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、大規模災害発生時には、速やかに相互に連絡するものとする。

（カバー道県の設置）

第３条　全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（以下「全国協定」という。）第３条第４項に規定するカバー（支援）県（以下「カバー道県」という。）については、大規模災害時等の北海道・東北８道県相互応援に関する協定実施細目（以下「実施細目」という。）で定めるものとする。

２　カバー道県は、被災道県を直接人的・物的に支援するほか、国や全国知事会等との連絡調整に関し、被災道県を補完することを主な役割とする。

（幹事道県等）

第４条　全国協定第３条第１項に規定する幹事県（以下「幹事道県」という。）及び同条第６項に規定する幹事代理県（「副幹事道県」という。）は、実施細目で定める。

２　幹事道県は、全国協定第３条第５項の規定によるブロック内の総合調整及び全国知事会等に対する広域応援の要請を行うものとする。

３　副幹事道県は、幹事道県を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

４　副幹事道県にも事故があるときの職務の代理順序は、実施細目で定める。

（連絡調整員の派遣）

第５条　カバー道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。
２　被災道県は、連絡調整員との連絡調整に十分配慮する。

（応援の内容）
第６条　応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋その他被災道県が必要とする支援とする。ただし、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき支援することが国の応援職員確保調整本部により決定された業務を除く。

（応援の要請）
第７条　被災道県は、第２条に規定する連絡担当部局を通じ、カバー道県又は幹事県へ応援の要請を行うものとする。
２　被災道県は、前項の規定により応援を要請しようとするときは、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は、電話又は電子メール等により応援要請の連絡を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。
（１）資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量
（２）施設、提供業務の種類又は斡旋の内容
（３）職種及び人数
（４）応援区域又は場所及びそれに至る経路
（５）応援期間（見込みを含む。）
（６）前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の自主出動）
第８条　カバー道県は、被災道県との連絡が取れない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。
２　カバー道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり幹事道県へ必要な応援の要請を行うことができるものとする。
３　前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定による被災道県からの要請があったものとみなす。

（応援現地本部の設置）
第９条　カバー道県は、第７条第１項又は前条第２項に基づく応援の要請があったときは、被災道県に応援現地本部を置く。
２　カバー道県は、前項の規定により応援現地本部を設置したときは、速やかに幹事

道県へ報告する。
3　応援現地本部は、被災道県の現地において、主に次の役割を担う。
（1）応援のニーズの把握
（2）国及び全国知事会その他の関係機関との連絡調整
（3）幹事道県（次条の規定により広域応援本部が設置された場合にあっては同本部）との連絡調整
4　応援現地本部は、カバー道県及び応援を行う他の道県で構成し、カバー道県がその業務を掌理する。

（広域応援本部の設置）
第10条　幹事道県は、ブロック内の複数道県が同時被災したときその他の必要があると認めるときは、ブロック内応援及び全国的な広域応援に係る総合調整を行うため、広域応援本部を設置することができる。
2　広域応援本部は、原則として幹事道県庁に置く。
3　広域応援本部の本部長は、幹事道県知事をもって充てることとし、本部員は、各道県の防災担当責任者をもって充てる。
4　前項までの規定の他、広域応援本部の設置及び運営に関して必要な事項は、実施細目で定める。

（応援経費の負担）
第11条　応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県と応援道県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。
2　被災道県は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、応援道県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。
3　被災道県は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした応援道県に対し繰戻しをしなければならない。

（資料の交換）
第12条　道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（連絡会議の設置）
第13条　道県は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、連絡会議を設置するものとする。
2　前項の規定の他、連絡会議の開催に必要な事項は、実施細目で定める。

（その他）
第 14 条　この協定に定めのない事項は、特に必要が生じた場合に、その都度、道県が協議して定める。
２　この協定の実施に関し必要な事項は、第２条に規定する連絡担当部局が協議して定める。

附　則
１　この協定は、平成 19 年 11 月８日から効力を生ずるものとする。
２　平成７年 10 月 31 日に締結された協定は、これを廃止する。

附　則
１　この協定は、平成 26 年 10 月 21 日から効力を生ずるものとする。
２　平成 19 年 11 月８日に締結された協定は、これを廃止する。

附　則
１　この協定は、令和４年４月１日から効力を生ずるものとする。
２　平成 26 年 10 月 21 日に締結された協定は、これを廃止する。